

甲府市都市計画マスタープラン及び
立地適正化計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

甲府市

第1 趣旨

本業務では、本市の目指すべき都市像やその実現に向けた具体的なまちづくりの取組方針等を示した実効性の高い都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を作成するために、現況や社会情勢を定量的かつ定性的に分析するとともに、本市の魅力と特性を最大限に活かしたまちづくりの方向性を検討することが必要である。

こうしたことから、受託者の選考にあたっては、高い専門知識や技術を活かした企画提案を募集するとともに、豊富な実績と経験を有する事業者を選考するために、「公募型プロポーザル方式」とする。

第2 業務概要

(1) 業務名

甲府市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「甲府市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

仕様書で規定した委託業務の内容は、甲府市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援に最低限必要となる事項を示したものであり、仕様書に記載の無い事項についての提案を妨げるものではない。

なお、実際に行う業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉者の企画提案書を基に、本市と協議及び調整を行ったうえで決定する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日までとする。

※債務負担行為に基づく複数年（令和7年度、8年度、9年度の3か年）契約とする。

※詳細は仕様書を参照すること。

(4) 納入場所

甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

(5) 提案上限額

令和7年度～令和9年度の合計額 金42,331千円を上限とする。

（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】

令和7年度 6,833千円

令和8年度 23,455千円

令和9年度 12,043千円

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(6) 再委託の禁止

業務の全部を第三者へ再委託してはならない。ただし、本市と内容を協議のうえ、必要と認めたものについては、業務の一部の再委託を可能とする。この場合、再委託の相手方との契約関係を明確にし、適切な指導・管理の下に業務を実施すること。

第3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、令和7年度の甲府市の入札参加有資格者名簿に登録されており、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (5) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について滞納をしていないこと。
- (6) 業務実績として、過去10年以内に他市における都市計画マスタープランの策定及び過去5年以内に他市における防災指針を含んだ立地適正化計画策定の支援業務実績を有すること。なお、都市計画マスタープランと立地適正化計画策定支援業務の実績について、同一業務であるか否かは問わないが、計画策定支援業務を受託した実績とし、アンケート調査や分析調査等、業務の一部のみを受託した実績は含まない。
管理技術者及び照査技術者は技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有すること。
なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできないものとし、管理技術者及び担当技術者は、（6）記載の業務実績を有すること。

第4 スケジュール

項目	期間
プロポーザル公募開始	令和7年5月9日（金）
質問受付期限	令和7年5月16日（金）午後5時必着
質問と回答の公表	令和7年5月21日（水）予定
参加表明書の提出期限	令和7年5月23日（金）午後5時必着
参加資格決定通知	令和7年5月28日（水）予定
企画提案書・見積書の提出期限	令和7年6月6日（金）午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和7年6月26日（木）予定
審査結果の通知及び公表	令和7年6月30日（月）予定
優先交渉権者との契約交渉	令和7年7月上旬予定
契約手続き	令和7年7月中旬予定

第5 参加に係る必要書類の提出

「第3 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。

1 参加表明書

(1) 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時必着

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土日は除く）

(3) 提出方法

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課内へ持参又は郵送（必着）にて提出すること。

なお、持参の場合はあらかじめ電話にて訪問日時を連絡すること。

(4) 提出書類

(ア)参加表明書（様式1）	1部
(イ)企業の業務実績調書（様式3）	9部
(ウ)業務実施体制（様式4）	9部
(エ)配置予定技術者調書（様式5）	9部
(オ)誓約書（様式6）	1部
(カ)企業の実績を証する書類の写し	1部
(キ)前年度の納税証明書の写し	1部
(ク)配置予定技術者の資格を証する書類の写し	1部
(ケ)配置予定技術者の雇用関係を証する書類の写し	1部
(コ)配置予定技術者の実績を証する書類の写し	1部

2 企画提案書・見積書

参加資格の決定通知を受け取った者は、企画提案書・見積書を提出すること。なお、企画提案は1提案とする。

(1) 提出期限

令和7年6月6日（金）午後5時必着

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土日は除く）

(3) 提出方法

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課内へ持参又は郵送（必着）にて提出すること。

なお、持参の場合はあらかじめ電話にて訪問日時を連絡すること。

(4) 提出書類

NO	名称	様式及び添付書類	必要部数
①	企画提案書 (任意様式)	・ 用紙はA4縦版、横書き、文字の大きさは11ポイント以上とすること。 ・ 表紙、目次を除いて15ページ以内とすること。 ・ 副本は審査に用いるため、企業デザイン・ロゴ等は使用しないこと。 ・ 提案書の内容は、別紙 審査基準の評価項目を網羅すること。 ※企画提案書の記述は、本市担当課以外の職員においても、提案者の説明が無く判読・理解できる内容とすること。	正本1部 副本9部
②	見積書 (任意様式)	・ 見積金額には、消費税および地方消費税を含めること。 ・ 年度ごとの見積金額を記載すること。	1部

(5) その他

提出したすべての書類は電子ファイル化(PDF形式)にし、DVD-R等で1部提出すること。

第6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月16日(金)午後5時必着

(2) 提出方法

質問書(様式2)により、電子メールにて提出すること。

(3) 提出先

メールアドレス: tosikeka@city.kofu.lg.jp

(4) 回答方法

令和7年5月21日(水)までに、本市ホームページに回答を掲載する。

(5) 留意事項

実施要領及び仕様書の内容以外に関する質問には回答しない。

第7 参加資格決定通知書

- (1) 参加表明書等の内容を精査し、令和7年5月28日(水)までに、電子メールにより「参加資格決定通知書」を送付する。

- (2) 参加資格がないと判断された者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して3日(休日等を除く)以内に、書面により説明を求めることができる。本市は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。
なお、期限後の質問は受け付けない。

第8 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、令和7年6月3日（火）までに、「参加辞退届（様式7）」を甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課へ直接提出すること。

第9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合、参加者を失格とする。

- (1) 「第3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為やプロポーザルの手続を通じて、著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (4) 委員会の選考委員又は委員会事務局職員に対して、直接又は間接的にプロポーザルに関する援助を求めた場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) プレゼンテーション審査に正当な理由が無く参加しなかった場合

第10 選考方法

1 優先交渉権者の選考

- (1) 優先交渉権者の選考にあたっては、提案書の内容について、「甲府市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援業務受託者選考審査委員会」の場で審査され、「優先交渉権者選考審査基準（別紙1）」に基づき採点が行われる。各委員の評価点合計が最も高い者を優先交渉権者として選考し、次に高い者を次点交渉権者とする。
- (2) プレゼンテーション審査参加者が1者の場合、得点率6割以上を優先交渉権者の条件とする。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査項目である提案、組織体制、価格、プレゼンテーション等の順で、より上位点を獲得した者を優先交渉権者とする。
- (4) いずれの参加者も得点率が6割に満たなかった場合は、最高得点者に対してヒアリングを行い、提案内容の変更等を協議のうえ、得点率6割を上回る変更を行った場合のみ、当該最高得点者を優先交渉権者とする。上記以外の場合は、本プロポーザルは不調とする。

2 審査日程等

審査は非公開とし、企画提案書を含む提出書類とプレゼンテーションの審査を実施する。
なお、プレゼンテーション審査は、次の内容で実施する。

(1) 実施場所、日程

(ア)実施場所：甲府市役所 本庁舎

(イ)日 程：令和7年6月26日（木）〔予定〕

なお、実施場所、日程の詳細は別途通知する。

(2) 出席者

3名以内とし、配置予定の管理技術者及び主務担当技術者は必ず出席すること。

(3) 実施方法

審査時間は1者あたりプレゼンテーション20分以内とし、質疑応答20分を予定する。
プレゼンテーションについてはパソコンを使用することができる。
プロジェクター及びスクリーンは、委員会で準備する。

ただし、パソコン等の必要機器は提案者が持参することとし、インターネットへの接続が必要となる場合は提案者がインターネット環境を用意すること。

プレゼンテーションは、原則、企画提案書の提出順とする。

企画提案書の記載事項以外の説明は認めない。

(4) 議事録の提出

令和7年6月30日(月)までに、質疑応答内容についての議事録を電子メールで提出すること。

メールアドレス：tosikeka@city.kofu.lg.jp

3 審査結果

令和7年6月30日(月)〔予定〕に電子メールにて審査結果を通知する。なお、優先交渉権者及び次点交渉権者の名称を本市のホームページで公表する。

第11 優先交渉権者との協議・契約

優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等について協議し、契約行為をもって受託者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行うこととする。

なお、協議についての議事録は、優先交渉権者が作成すること。

第12 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募等に関わる一切の経費は本市に請求できない。

第13 その他

- (1) プロポーザルの応募等に係る全ての経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

第14 連絡先

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

TEL：055-237-5814

メール：tosikeka@city.kofu.lg.jp